

2003年5月15日

裁判員制度と取材・報道との関係についての意見

社団法人日本民間放送連盟
報道委員会

はじめに

われわれ民間放送事業者は報道機関として、国民の「知る権利」に応えて、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って事実と真実を伝えることを目指している。司法制度改革が、国民に開かれた司法をめざしていることは、情報の自由な流れを重視するわれわれの基本的な立場と一致している。また、司法の国民的基盤を強固なものとするために、広く一般の国民が刑事重大事件の裁判に関与する裁判員制度が構想されていることの重要性も理解している。

しかしながら、司法制度改革推進本部事務局が「裁判員制度・刑事検討会」に提出した「裁判員制度について」と題するたたき台（以下、たたき台）は、取材・報道の自由の観点から看過できない重大な問題がある。このままのかたちで制度がつくられた場合、「開かれた司法」との司法制度改革の基本理念に反することになりかねない。以下、「報道の自由」を保障し、発展させていく観点から、意見を述べる。

1. 基本的な考え方

裁判員制度の設計に当たっては、「司法と国民との接地面が太く広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる」（司法制度改革審議会の意見書）ことをめざすべきだ。

このことは国民を裁判に参加させることだけで完成はしない。裁判に参加した一般市民の経験を社会にフィードバックしていくことがきわめて重要である。真に国民に開かれた司法を実現するためには、国民のリーガルマインドをさらに高める必要があり、その意味から報道の果たすべき役割は大きい。

また、裁判の公正さを確保するためにも、裁判手続きの透明性を高めることをより重視すべきである。単に法曹関係者の中で透明性が担保されるだけでなく、報道機関の活動によって広く公衆に知らされ、監視されることが不可欠だ。

われわれは、「国民の司法参加」と「裁判手続きの透明性の確保」の2つの観点から、裁

判員制度による裁判に関しても、公開性が最大限担保され、自由な取材・報道が行われるべきだと考えている。

2．事件報道との関係について

たたき台 8 - (3) に記載された、「偏見を生じせしめる行為」とは、具体的にどのようなことをしているのか、きわめてあいまいであり、8 - (3) は削除すべきだ。

報道に配慮を求める 8 (3) - イについていえば、現在の事件報道は、事件発生段階から取材・報道が始まり、容疑者の逮捕・起訴、そして初公判から判決、判決の確定まで、継続的に行われている。裁判員制度が導入されたからといって、こうした一連の取材・報道に規制が加えられることがあってはならない。われわれは、こうした一連の取材の過程で、容疑者・被告であっても、推定無罪の原則を尊重して取材・報道を行っている。

にもかかわらず、こうした報道が「偏見を生じせしめる」というのであれば、裁判員はテレビ・新聞などを一定期間、全く目にしてはならないことになるが、現代の情報化社会においては不可能だ。したがって、裁判員が予断や偏見にとらわれずに裁判を行うようにするためには、参加する裁判官が裁判員に対して、法廷で採用された証拠のみに基づいて、事実認定し、量刑を決めるよう常に指導していくことで対応すべきである。

また、裁判員等に事件に関する偏見を生ぜしめる行為を万人について禁止する 8 (3)

アも問題だ。そもそも現行の職業裁判官に対する働きかけについては何の法的規制がないにもかかわらず、裁判員についてのみこの規定を設ける必要はあるのか。この一般的な規制が表現の自由・報道の自由を制約する危険性も考え、見直すべきだ。

さらに 7 - (3) イで、事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員に対し、担当事件に関する意見を述べたり、情報を提供した者への罰則が規定されているが、このような抽象的規定では、通常のニュースや番組もこれに含まれると解釈されるおそれがある。構成要件をより厳格にして、報道の自由が侵される可能性をなくす必要がある。

3．裁判員等への取材と報道について

たたき台どおりの制度がつくられた場合、国民から選ばれた裁判員は、法廷で着席している姿を傍聴人が目撃する以外、一切公衆の面前に現れず、その氏名のみが公表される“幽霊”のような存在となりかねない。

公正な裁判の実施のために、公判中の裁判員に関する取材や報道は原則として慎まれるべきだが、公判後においては裁判員経験者の発言する権利とそれに対応する取材の自由が確保されるべきだ。裁判員制度は国民参加型の司法制度であり、裁判員になって感じたこと、経験したことが社会的に共有されることが重要である。

それによって、この制度の在り方を、常に市民の間で議論し、裁く側・裁かれる側が納得できるより良い制度に発展させることができる。例えば、仮に制度の趣旨に反し、職業裁判官が裁判員に一方的に自己の見解を押し付けることが慣例化されるような事態が起きていても、これが公のものとならなければ、制度を改善するための契機が失われることになる。主権者である国民には、裁判員制度の是非を判断するために必要な情報を「知る権利」がある。

したがって、次のとおり、秘密保持のあり方、裁判員の個人情報の開示、裁判員への接触の禁止などについては、公判中と公判後を明確に区別して制度をつくる必要がある。

裁判員等の秘密漏洩罪について (たたき台 7 - (2))

たたき台では、裁判員等に対して、包括的に「その他職務上知り得た秘密」の漏洩について、また、公判後においても罰則付きの守秘義務を課している。「たたき台」のとおりであれば、裁判員を経験した国民は公判後も「内容を話すと刑事罰を課せられる」というプレッシャーの下におかれるようになり、相当な精神的負担となる。裁判員への負担を軽減するためにも、秘密とすべき範囲をできる限り明確にし、かつ限定的なものとするべきだ。また、公判後においてまで懲役刑付きの罰則を設ける必要があるかどうかとも検討すべきだ。

裁判員等の個人情報の保護について (たたき台 8 - (1))

公判中については、事件の当事者・関係者から抗議や危害を加えられるおそれがあり、公正な審理を確保する観点から氏名以外の個人情報に一定の保護が必要な場合も想定される。しかし、公判後においては、本人が特定されるような情報を報道してよいかどうかの判断は、裁判員経験者本人にゆだねるべきだ。

裁判員等への接触禁止について (たたき台 8 - (2))

裁判員等への接触禁止は、報道機関にとっては取材の禁止を意味する。公判後においては、裁判員等経験者への取材を認める必要がある。たたき台 8 - (2) - アの後段は削除すべきだ。

なお、公判中であっても、例えば、裁判員が担当事件に関して関係者から脅迫等被害を受けたり、請託を受けていることが発覚した場合、また有名人が裁判員に選ばれ本人が了解している場合などは、例外的に取材を行うことはあり得るし、容認されるべきだ。

4. 報道界の自律的取り組みについて

裁判員制度の導入にあわせて、取材・報道に関する新たなルールづくりの必要があるとわれわれは考えている。われわれはこれまで、放送による権利侵害を救済するための自主的第三者機関である B R C (放送と人権等権利に関する委員会) の設置や、集団的過熱取

材による被害の発生を防止するための対策、無罪推定の原則を尊重すべきことを定めた民放連・報道指針の制定など、さまざまな自律的な取り組みを行っている。

裁判員制度の設計にあたっては、法律による規制・制限は最小限なものとし、可能な限り報道界の自律的取り組みにゆだねるべきだ。その際、新聞協会や雑誌協会などと連携しながら、民放連として裁判員等への取材のルールなどについては自主的な指針を定める用意がある。

おわりに

陪審制をとる英国の控訴院裁判官は「私たちは裁判官として、公開法廷の原則、さらに司法の運営が公開され、その手続きと結果が共に監視を受けなければならない理由を十分認識している。これらを社会全般に正確に伝える任務は、メディアの関係者によって遂行される。彼らの努力がなければ、理論上はともかく、裁判手続きは事実上閉ざされたものになるだろう」(英国編集者協会「刑事法院の報道制限に関するガイドライン」の序文、2000年5月)と述べているが、たたき台が提示している裁判員制度はこうした「開かれた司法」という思想からはかけ離れたものとなっている。

今後、裁判員制度・刑事検討会において、広範な国民各層の意見に直接耳を傾け、法曹関係者中心の視点から脱却した根本からの検討が行われることを切に望む。

以 上

2001年12月20日

集团的過熱取材問題への対応について

社団法人日本民間放送連盟

大事件や大事故が発生した時などに、多数の取材陣が当事者や関係者に集中し、取材対象者のプライバシーや一般市民の平穏な生活が侵されているという批判の声が高まっている。民放連会員各社は、取材のあり方を改善し、視聴者の理解を得るための自主努力を続けているが、このような「集团的過熱取材」による被害の防止や問題解決のために、各社共通の留意点を現場取材者に徹底するなどの対応を取るべきであるとの認識に達した。

もちろん、こうした対応を行うことが、「知る権利」に応えるために本来必要な取材を控えることを意味するものではない。取材対象者が政治家や官僚といった公的人物の場合などは、取材の公共性や報道の公益性を優先させることがある。

なお、この問題は、全てのメディアが一致して取り組まなければ、実効性がないことから、新聞界、雑誌界などとの連携を図っていきたいと考えている。

1. 集团的過熱取材に関する取材上の留意点

「民放連・報道指針」は「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する」と明記している。取材者が集団化して取材相手に圧力を加えかねない状況においては、上記の指針がより厳格に守られる必要がある。

特にテレビは、記者・カメラマンなど一定の人員、中継関連の車両・機材などを展開しなければならず、その媒体特性から来る物理的な要因を踏まえた十分な配慮が求められる。

具体的には各社の社内規範に従うが、現場の取材者は以下の点に留意すべきである。

いやがる取材対象者を集団で執ように追いまわしたり、強引に取り囲む取材は避ける。未成年者、特に幼児・児童の場合は特段の配慮を行う。

死傷者を出した現場、通夜・葬儀などでは、遺族や関係者の感情に十分配慮する。

直接の取材対象者だけでなく、近隣の住民の日常生活や感情に配慮する。取材車両の駐車方法、取材者の服装、飲食や喫煙時のふるまいなどに注意する。

2. 集団的過熱取材への対応策

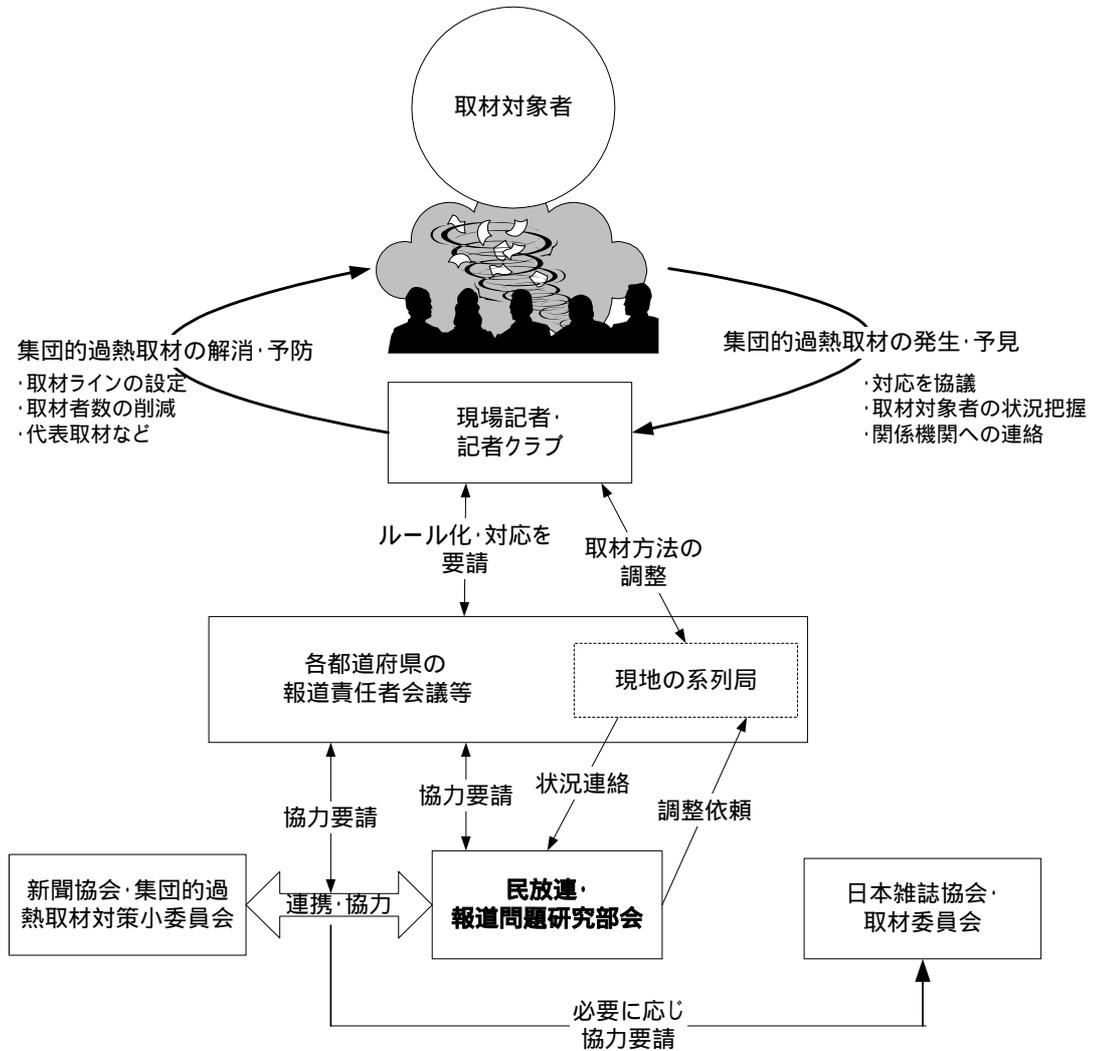
突発的な事件・事故の初期段階においては、できる限り早く状況を把握し視聴者に伝えるために、各社が複数の取材クルーを派遣することがあり、取材者が集中する事態を規制することは難しい。また、予定されたイベントであっても、一般の関心が高い場合、異なるメディアから多数の取材者が集中することもある。

こうした事態が集団的過熱取材に至り被害を発生させないように、まず、各社内および系列内において、社会情報系を含め、記者、ディレクター、カメラマンの数を調整するなどの措置を具体化する。さらに、現場に集まった取材者がメディアの枠を超えて新聞やNHKなどとともに問題解決のための方法を模索し、被害の回避に努める。記者クラブがある場合には記者クラブを中心に協議する。現場レベルでの解決が困難な場合は、民放連・報道問題研究部会が窓口となり、関係の報道部長会などと協力しながら調整する。また、マスメディア界全体での取り組みが必要な場合は、日本新聞協会と連携しながら、雑誌など他のメディアに対しても協力を呼びかける。

われわれは、この取り組みを積極的に推進していくことで、視聴者からの信頼をより確実なものにしていきたいと考えている。

以上

集团的過熱取材への民放連の対応イメージ



* 民放連では2002年1月1日から、3カ月単位で在京キ5局が持ち回りで幹事社となり、その都度、機動的に対応している。情報収集ならびに連絡は原則として、各系列局を通して行っている。

* 担当幹事社および系列は次のとおり。ただし、当該地区に担当系列局がない場合は、次の担当幹事系列局が対応する。

- 03年1月～3月 テレビ東京 - TXN系列
- 03年4月～6月 日本テレビ - NNN系列
- 03年7月～9月 東京放送 - JNN系列
- 03年10月～12月 フジテレビ - FNN系列
- 04年1月～3月 テレビ朝日 - ANN系列

「日本民間放送連盟 報道指針」

(平成9年6月19日制定)

(平成15年2月20日一部改正)

民間放送の報道活動は、民主主義社会の健全な発展のため、公共性、公益性の観点に立って、事実と真実を伝えることを目指す。民間放送の報道活動に携わる者は、この目的のために、市民の知る権利に応える社会的役割を自覚し、常に積極的な取材・報道を行うとともに、厳しい批判精神と市民としての良識をもち、ジャーナリストとしての原点に立って自らを律する。この活動は、市民の信頼を基盤として初めて成立する。

社会のあらゆる分野で、透明性・公開性が求められている今日、報道に携わる者の社会的使命と責任は極めて重くなっている。われわれは「日本民間放送連盟 報道指針」を、日常の取材・報道活動の道標として、不断の努力を行う。

1 報道の自由

報道活動は、市民の知る権利に応えることによって、平和で豊かな民主主義社会を実現することを使命とする。取材・報道の自由は、その使命のために、市民からわれわれに委ねられたものである。この自由は、あらゆる権力、あらゆる圧力から独立した自主的・自立的なものでなければならない。

- 1 取材・報道の判断は、市民の知る権利に応えることを第一の基準とし、報道活動は、真実を伝える良心のみに依拠する。
- 2 報道活動は、公共性、公益性に基づいて、あらゆる権力の行使を監視し、社会悪を徹底的に追及する。
- 3 報道活動は、あらゆる圧力、干渉を排除する。

2 報道姿勢

誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する。

- 1 視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。
- 2 予断を排し、事実をありのまま伝える。未確認の情報は未確認であることを明示する。
- 3 公平な報道は、報道活動に従事する放送人が常に公平を意識し、努力することによってしか達成できない。取材・報道対象の選択から伝え方まで、できるだけ多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
- 4 情報の発信源は明示することが基本である。ただし、情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合、これを貫くことは放送人の基本的倫理である。

3 人権の尊重

取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する。

- 1 名誉、プライバシー、肖像権を尊重する。
- 2 人種・性別・職業・境遇・信条などによるあらゆる差別を排除し、人間ひとりひとりの人格を重んじる。
- 3 犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道は避ける。
- 4 取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する。集団的過熱取材による被害の発生は避けなければならない。（下線部をH15年2月20日に追加）
- 5 報道活動が、報道被害を生み出すことがあってはならないが、万一、報道により人権侵害があったことが確認された場合には、すみやかに被害救済の手段を講じる。

4 報道表現

報道における表現は、節度と品位をもって行われなければならない。過度の演出、センセーショナリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう。

- 1 過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。
- 2 不公正な編集手法、サブリミナル手法やこれに類する手法は用いない。
- 3 資料映像・音声を使用する場合、現実の映像・音声と誤解されることのないようにする。視聴者・聴取者に理解されにくい手法を用いた際は、その旨を原則として明示する。

5 透明性・公開性

報道活動は、市民に理解されるものでなければならない。このため民間放送は報道機関として市民に対して透明性をもち、可能な限りの情報公開を自ら行っていく姿勢が必要である。

- 1 視聴者・聴取者の意見、苦情には真摯に耳を傾け、誠意をもって対応する。報道活動に対する批判には、報道機関として可能な限りの説明責任を果たす。
- 2 誤報や訂正すべき情報は、すみやかに取り消しまたは訂正する。
- 3 報道活動によって得られた放送素材は原則として放送目的以外には使用しない。しかし、視聴者・聴取者の正当な視聴要請などには、誠意をもって対応することが必要である。

以上